

特集 原発のない社会をめざして

——九州からの発信——

伊藤宏之

原発に固執する勢力は「世界一安全な原発を」という掛け声で国民世論の誘導を図っている。さらには再稼働ばかりか輸出まで官民一体となって推進し、既成事実の積み重ねで脱原発運動がギブアップすることを期待している。

しかし、福島第一原発事故の技術的始末は進んでいない。そして原発災害の被害者・被害地域への補償も加害責任を認めないことから言い逃れが目立つ。「人災である」と認めたとにしても他人事のように言っているにすぎない、と住民は受け止めている。政府や東電・電力会社、それにそれらを含む国内外の「原子カムラ」が「3.11」に正面から向き合う姿勢を見せることはないのだろうか。

原子力利益共同体の利害から独立した本来の意味での科学が求められている。国民の日常生活での疑問や問いかけに応え、これまでの「原発安全神話」や「経済大国神話」に替わって「これこそ無理のない持続性のある社会」だと国民の多数が協賛する新しいエネルギーに基づく社会像の提示こそ、科学者の任務である。

日本科学者会議は、この任務を設立の理念に照らして遂行しようとしている。原発事故の原因究明、原発災害からの復興のあり方、脱原発の自然エネルギー開発、さらには科学者の社会的責任論、国民との共同運動のあり方など課題は多岐にわたっている。そして本来の科学とは何か、という論点までも課題として共有されつつある。

科学の課題は個別具体的である。しかし個別課題に取り組む際にも、複合的総体におけ

るその位置ならびにその方法の妥当性の自己点検が不可欠である。「3.11」は、科学の原点に遡ることなしには解きえない問題を提起したのである。本特集は、2012年12月1日に佐賀大学で開催の日本科学者会議第30回九州・沖縄地区シンポの報告・討論の一部である。

近藤論文は、「3.11」後の司法活用の進化を説いている。すなわち、原発訴訟の反省を踏まえて司法の限界を打破すること、それには水俣、薬害、それに中国残留孤児訴訟、さらに松川運動から得た法廷活動と国民全体に要求を広げる活動との結合が不可欠なのである。

高岡論文は、原発事故・放射線による健康障害に取り組む際には、水俣病で見られたように原因企業や行政等が障害の実態を隠蔽すること、過去の知見が不十分であること、したがって因果関係について慎重な判断が要求されることを主張する。そして個別症例を精査する、すなわち疫学的証拠を重視しその中で仮説を洗練し因果関係の究明に進む方法こそが公衆衛生学において不可欠と説く。国際放射線防護委員会(ICRP)の放射線防護学は公衆衛生学の枠組みを外れたものであり、「リスク・コミュニケーション」の歪められた利用なのである。

佐藤論文は「海はあらゆる生物の故郷である」ことを基調にしている。そして原発が、温排水での温暖化、殺生物剤によるプランクトンの死滅、トリチウムによる細胞膜の損傷など、事故時だけでなく、平常運転時にも海の生態系に重大な悪影響を及ぼしていることを生物進化の歴史の中に浮き彫りにしている。

(いとう・ひろゆき：福島支部・政治学)